

民生委員身分証明書の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 本市の区域を担当する民生委員に交付する身分証明書の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(身分証明書の発行)

第2条 市長は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第1項の規定により委嘱を受けた民生委員のうち本市の区域内を担当するもの（以下「民生委員」という。）に対し、身分証明書（別記様式）を交付する。

(身分証明書の携帯)

第3条 民生委員は、その職務を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、必要に応じて住民に提示するものとする。

(身分証明書の取扱い)

第4条 民生委員は、身分証明書を破損し、又は紛失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、身分証明書を再交付するものとする。

2 民生委員は、その身分を失ったときは、身分証明書を速やかに返還しなければならない。


(行為の禁止)

第5条 民生委員は、身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

身 分 証 明 書	
	氏 名 _____
	生年月日 _____
	有効期限 _____

上記の者は、何々地区の民生委員及び児童委員であることを証明します。

年 月 日

横須賀市長

印

(55×91)